

工事請負契約の契約金額の変更に関する専決処分について

議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項（昭和 39 年 3 月 23 日議決）第 2 号の規定により、博物館リニューアル改修工事について、市長において工事請負契約の契約金額の変更に関する専決処分により変更契約を締結しました。

上記のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会へ報告する必要があるため、別紙のとおり提出します。

（令和 8 年 4 月 24 日提出 博物館総務課）

工事請負契約の契約金額の変更に関する専決処分について

議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項（昭和39年3月23日議決）第2号の規定により、工事請負契約の契約金額の変更について、次のとおり専決処分をした。

上記のことについて地方自治法第180条第2項の規定により、報告する。

令和8年 月 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

| 専 決 年 月 日 | 工 事 請 負 契 約 名 | 契 約 金 額 (円) | |
|--------------|---|---------------|---------------|
| | | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 8. 4. 13 | 博物館改修工事の請負契約 〔 令和7年3月10日議決 〕 〔 令和7年第88号 〕 | 7,095,000,000 | 7,153,319,800 |
| 8. 4. 13 | 博物館空気調和設備工事の 請負契約 〔 令和7年3月10日議決 〕 〔 令和7年第89号 〕 | 1,601,600,000 | 1,699,506,600 |
| 8. 4. 13 | 博物館電気設備工事の請負 契約 | 630,300,000 | 652,630,000 |

| | | | |
|----------|--|------------------|------------------|
| | 〔 令和 7 年 3 月 10 日 議 決 令和 7 年 第 100 号 〕 | | |
| 8. 4. 14 | 博物館衛生設備工事の請負 契約 〔 令和 7 年 3 月 10 日 議 決 令和 7 年 第 90 号 〕 | 1, 395, 820, 228 | 1, 474, 017, 028 |
| 計 | 4 件 | | |

【参考資料】

工事請負契約の契約金額の変更に関する専決処分について

1 報告理由

本件は、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項（昭和39年3月23日議決）第2号により、工事請負契約の契約金額の変更に関する専決処分をしたので報告するものです。

2 専決処分の内容

| 区分 | 変更前 (A) | 変更後 (B) | 差額 (B-A) |
|------------------------|----------------|----------------|-------------|
| 改修工事 (令和7年第88号) | 7,095,000,000円 | 7,153,319,800円 | 58,319,800円 |
| 空気調和設備工事 (令和7年第89号) | 1,601,600,000円 | 1,699,506,600円 | 97,906,600円 |
| 電気設備工事 (令和7年第100号) | 630,300,000円 | 652,630,000円 | 22,330,000円 |
| 衛生設備工事 (令和7年第90号) | 1,395,820,228円 | 1,474,017,028円 | 78,196,800円 |

<変更理由>

- (1) 公共工事設計労務単価等の特例措置による変更
- (2) 外壁改修施工方法変更、残置配管ダクト追加撤去及び吹付石綿追加撤去、その他工事着手後の調査等により必要となった設計変更を行ったため。

3 専決年月日

令和8年4月13日 【改修工事、空気調和設備工事、電気設備工事】

令和8年4月14日 【衛生設備工事】